

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、かつの土地改良区から申請があった定款変更について、平成26年3月31日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年4月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久